

岡山県議会会議規則の一部を改正する規則

岡山県議会会議規則（昭和五十一年岡山県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表中「岡山県議会個人情報保護条例（平成十七年岡山県条例第七十九号）」を「岡山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和四年岡山県条例第五十九号）」に改め、「意見の具申」の下に「並びに個人情報の適正な取扱いに関する調査審議及び意見の具申」を加える。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

提案理由

岡山県議会個人情報保護条例の全部改正に伴い、条例名を岡山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例に改める等所要の改正を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。